
令和6年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

令和6年9月11日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和6年9月11日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(13名)

2番 高木 亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 榎藤 英樹君 副市長 重松 邦英君

教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めて、おはようございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。早速入りたいと思います。

日程第1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第43号うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） おはようございます。都市計画準備課の辻です。

まず、議案書の21ページをお開きください。

うきは市西部地域において、福岡県企業局と共同して、うきは西部工業用地造成事業に令和4年4月より事業に着手しました。今回、その役割分担等を含め、費用の負担もございますので、基本協定について取決めを行うための協定を締結するものでございます。

内容につきまして、8月29日の全員協議会において事前説明をさせていただいておりました。

今回重複する部分もあるかと思いますが、説明をさせていただきます。

それでは、協定の条文に沿って説明させていただきます。

うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定書。

福岡県企業局（以下、甲という）と、うきは市（以下、乙という）は、うきは西部工業用地造成事業（以下、本事業という）の実施について、次のとおり協定（以下、基本協定という）を締結する。

まず、目的でございます。

この基本協定の目的をうたっているところでございますが、甲が実施する事業につきまして、円滑な事業を図ることをこの第1条で定めております。

第2条、相互協力でございます。

甲及び乙は、地域の振興に寄与することを目的として行う本事業の効率的かつ円滑な実施のため、相互に連絡調整及び協力するものとするということで、事業の円滑な推進をここでお互い協力してやっていくということであっております。

第3条、本事業の区域でございます。

本事業の区域は次のとおりとする。

- (1) 土地の所在、うきは市吉井町鷹取地区、富永地区。
- (2) 面積約27ヘクタール。

第4条、役割分担でございます。

本事業に伴う甲及び乙の役割分担及び実施主体は、別表のとおりとする。ただし、甲が実施主体として別表に定める業務を実施できない場合には、乙がその業務を実施できるものとし、乙が実施主体として別表に定める業務を実施できない場合には、甲がその業務を実施できるものとする。

2、別表に定める業務については、甲及び乙が協力して実施するものとする。

3、乙は、甲が行う各種調査、または関係機関への説明等に必要となる資料の作成、提供及び本事業実施期間中の地元関係機関等の対応に協力するものとする。

別表につきましては第5条のほうで詳しく説明させていただきます。

第5条、費用負担でございます。

別表に定める業務に要する費用については、同表に定める実施主体が負担するものとする。前条第1項ただし書に該当する場合があります。

2、本事業の実施に伴い、甲が設置する道路、緑地、調整池、公園及び附帯施設などの公共施設（以下、公共施設といいます）の設置に要する費用は乙が負担する。

3、前項の規定にかかわらず、本事業に起因する道路補修等に関する費用は、甲及び乙が協議

して定めるものとする。

4、本事業区域外の整備（道路、排水路、案内板などの周辺整備）は、乙の責任と費用負担により行うものとし、甲は一切の費用の負担は行わない。

第5条につきましては、業務の分担と費用負担をうたっているところでございます。

23ページの別紙をお開き願います。

それぞれ甲の福岡県、乙のうきは市の業務分担をここで整理しているところでございます。

1、用地関係で、⑦土地売買、物件移転補償契約のエ、土地売買代金の支払い、オ、所有権移転登記に関する事務、カ、物件移転補償代金の支払いは福岡県、それ以外の調査関係及び用地交渉がうきは市で実施します。

2、設計・調査関係で、③④⑤の現地での地形測量に係るもの、⑧産業廃棄物、土壌汚染調査がうきは市で、それ以外の設計・調査は福岡県で実施することとなります。

3の工事関係は福岡県で実施します。

資料は戻りまして21ページでございますが、第5条第2項でございます。

本体工事、造成工事以外の中に含まれる分ですが、公共施設関係の工事が含まれております。道路、緑地、調整池、公園及び附帯施設ということになっておりますが、こちらにつきましては乙のうきは市が負担することになります。

第4項については、当該工業団地の区域外の地区となります。こちらにつきましてはまだ具体的な整備は明らかではございませんが、工業団地の案内板等の整備が予想されるところでございます。

第6条、財産の引渡し及び管理でございます。

甲は、本事業工事の完了後に公共施設を乙に引き渡すものとし、乙はその責任において公共施設を管理するものとするということで引渡しに関してうたっております。

第7条、分譲地の維持管理でございます。

乙は、甲が行う分譲地の維持管理に協力するものとする。

2、分譲地の維持管理について費用負担が発生する場合は、甲が負担するものとするということになっております。

第8条、分譲地の購入でございます。

分譲区画ごとに分譲開始から5年を経過した甲所有の未分譲地については、乙が甲から購入するものとする。

2、購入価格、購入方法など詳細については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

分譲開始から5年経過した土地がある場合は、うきは市が買い取るものです。これにつきまして、議案第37号の補正予算にて債務負担行為の設定をさせていただいているところでござい

す。債務負担行為において期間限度額を設定する必要がございますが、現時点において分譲開始時期、分譲価格が決まっておられませんので、文言の記載で設定したいと考えております。

第9条、分譲地の分譲単価でございます。

分譲地の分譲単価は、甲の造成に要した経費、管理経費及び第5条第1項の乙が負担する費用などを基に、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

分譲地の分譲単価はこれから検討を行います。事業費を基に算出するものです。

第10条、細目協定の締結でございます。

この基本協定に基づく事業の実施及び実施後に関する必要な事項については、別途細目協定を締結する。

第11条、その他でございます。

この基本協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本議案につきましては総務産業常任委員会に付託が予定されていることで、よろしくお願ひしたいと思います。質疑はございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 7番、野鶴です。

今回の協定書の内容については、今説明がありましたので理解ができるわけですけど、この協定書の中にうたわれていない、要するに今回分譲された土地というのは県が工事実施主体になりますので、県のほうでやっぱり販売をするということになるかと思ひます。ただ、5条にもありましたように公共施設の道路であるとか、公園であるとか、かなり市のほうの負担も相当大きなものになってくるかと思ひますけど、この中に県が分譲地を売買した際に市のほうにもその分譲価格の何らかの割合で市が負担した分についての返還と申しますか、そういった部分があるのか、そういったものが全くうたわれていない、そういった点でそこら辺はどうなるのかということなんです。県が全部分譲を開始して、それがもし全部分譲ができたとしたときに、その費用というのは全部県が持つていくのか、相当、市も負担が何億円か生じてくるかと思ひますけど、その辺のところを何か文言として必要ではないのかなという気が申しますが、その辺についての説明をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 辻課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 公共施設等の整備に関しての負担ということでございますが、この辺りについては今のところではまだ決めていないところではございますので、細目協定の負担金のところについて、そのタイミングで協議をしていくことになっていくとは思ひますの

で、現時点ではまだこの協定書にはうたわないところではございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 2回目です。確かに細目協定でうたうということですが、何らかの形で最初のこの協定書が一番根本になるものだと思います。だから、そこら辺は金額とか割合とか、それは実際工事をしないと公共施設費用が幾ら要った、緑地費用が幾ら要った、公園費用が幾ら要ったとか、ほかにも実際分譲を始めると、水路の改修であるとか、いろいろなことも出てくるかと思えます。そういった事細かになってくると、どうしても市の負担割合というのは増えてくる、久留米・うきは工業団地も実際やっていますけど相当やっぱり市の負担はあったと、どんどん増えてきたというのを現実的にやっぱり見てきております。そういった中において、やっぱりその負担割合までは明記する必要はないかと思えますけど、この基本協定書の中にそういった部分を若干入れておかないと、もう市は出しっ放しと、もちろんその工場がうきは市のほうにできますから、うきは市としてはそれで潤うのではないかというように言われればそれきりですけど、そうじゃなくて何らかの形でうきは市の負担した部分についても分譲の中から還元するとか、何かやっぱりそういうものを一言入れておくべきではないかと感じておりますけど、再度お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりのところだと思います。

野鶴議員、確認なのですが、今、担当課長が御説明しました22ページの第9条、分譲地の分譲単価の条項の中で、分譲地の分譲単価は、甲、要は福岡県の造成に要した経費、管理費及び第5条第1項の乙、要はうきは市が負担する費用なども勘案してということが書かれています。ですので、こういったところにその経費としては上がっていく、これはよろしいですよ。その上で議員が御指摘されているのは、それを福岡県からうきは市に返還するような文言が必要じゃないかという御指摘なんですかね、ちょっと確認も含めてお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今、副市長のほうから確認の分がありました。まさしく、そのとおりです。ここに単価そのものには反映されるような、ただ場合によってはその単価が低く抑えられる場合は反映されてこない、非常にここを微妙なところにありますけど、実際やっていく場合に、それを丸々反映できる単価で売買ができればいいのですが、そういったときの状況によっては非常に低い単価に抑えなければ分譲ができないとかいう場合も出てくるかと思えます。ただ、そういった中において、当然これは単価を決めるだけありますので、その中において市の

意見は反映されると思いますけど、それを売買したときに市のほうに還元があるのか、ないのかというのは全くこの文章では見えてこない。だから私がちょっと心配しているのはそこなんです。そのうち、例えば単価の中で乙の負担した分については還元するとか、何かせめてそういった部分が少しでも見えてくるような文言が必要ではないかなと、この基本協定の一番大本の中に、こういった割合でするかは詳細で協議の中で出てくるかと思いますが、何らかの形でそういう文言が必要ではないかということです。

以上、3回目で終わります。

○議長（江藤 芳光君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 先ほどの件ですが、こちらについては分譲単価を安くして誘致するために公共用地は市で負担するものといたします。市については、その分の負担を行うこととなります。これについては、税収部分について回収することにはなってくると思います。まず安く販売して速やかに誘致することによって、雇用や税収等で市が潤うというような形で考えております。なので還元はなく、分譲単価を安くするための措置となっております。

○議長（江藤 芳光君） 3回終わりました。

ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 幾つか、お尋ねいたします。

まず1点目が、全協でいただいた大体の地図等々を見たときに、昨日までの一般質問の中でJRの新駅のことが出ておりましたが、そういうJR新駅等についてもこの中で協議されていくのかというのが1点です。

それから2点目が、第4条の3項の資料作成から第5条の費用負担まで幾つもありますが、例えば第5条の2項の道路、緑地、調整池、公園等々のおおよその金額というのは算出されているのでしょうか、3項、4項も同じですけれども。

それから最後が22ページのほうの第8条、分譲が5年以内に終わればよいと思いますが、終わらなかった場合、うきは市のほうが購入することとなっておりますが、前回という表現が当たるかどうか分かりませんが、久留米・うきはの工業団地の場合は全て5年で販売が完了して、第8条に当たるような状況は生じていないという理解でよろしいのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 先ほどの御質問でございます。

まず1点目のJR新駅についての計画ということでございますが、今回のうきは西部工業団地におきましてJR新駅の検討というところまでは含まれてはおりませんので、あくまでも工業用地の取得というところに限っての計画となっております。

2つ目の第5条2項の費用負担についてでございますが、こちらについての詳細な金額、資料作成とか、そういったところはまだ今の段階では決まっておられません。今後、細目協定等で決めていくことにはなるかと思われまます。

3番目の質問、分譲地の購入ということで5年以内に残った場合どうなるか、久留米・うきはの場合は5年以内ということで販売のほうは完了しておりますので結果的に売れたということでございますが、今回も、うきは西部工業団地につきましても、一応、久留米・うきは工業団地の基本協定と同じような形で条項を設けまして、ただ今回、うきは西部工業団地が5年以内に売れるかどうかというところはまだ分からないところではございますが、近年、九州にも企業の進出等も多く見込まれてございますので、そういった形で期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点目の費用負担がなかなか出ないということになると債務負担行為もアバウトなことになるのかなと思いますので、できれば先ほど言いました久留米・うきは工業団地の場合どのくらいかかったかが分かればお願いしたいというのが1点です。

それから2点目は、これが新聞報道されたときに、あたかも半導体工場みたいなものが出てくるみたいな感じだったと思いますが、それを含めた場合の水量・水質の確保、あるいは公害の防止とかというのは、その23ページのどこに当たるのか確認したいと思っておりますのでお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 今、御質問いただいた件ですが、まず金額の部分については久留米・うきは工業団地の金額でどれぐらいかというのは、もし分かるようであれば後ほど都市計画準備課長に答弁させますが、今ここで御議論いただいているのは、この西部工業用地造成事業に係る基本協定書の部分、いわゆる先ほど都市計画準備課長からも御説明があったように、これから県と事業を進めていくに当たっての基本協定、これを結ばないことには、そういった金額の面だとか、あと設計とか、そういうことが一切できない、そういう状況ですので、まずその前に県と一緒に事業をやらせていただきたいという旨の基本協定になりますので、そういった金額の部分というのはなかなかこの現段階では出てこないもの、あくまでも想定されるぐらいの金額ぐらいしか出てこないものだという認識でおります。ですので、先ほど課長が最初に説明申し上げたように、債務負担行為についても金額はなくて文言として今後こういうものが発生しますのでということを議会の皆様に御理解いただくような提案になろうかと思っております。

もう一点の半導体の企業というような関係の御質問がありましたが、そちらももう基本協定ではなくて、あくまでもその先の販売先の部分の話になってまいりますので、この基本協定の中身で定めるべきことではない内容ですし、あと、その企業自体も新聞報道等は全く事実でない情報

だということで、1月の頭に高木前市長が御挨拶をされた際にも、そのような経過はないと御説明されていたと思いますし、3月議会や6月議会でこの案件について一般質問や総括質疑等で御質問があった際にも、重ねて現状は全くどこの企業、どういった業種が入るということは全く白紙の状態が決まっていない状態ですというようなお話があったかと思っておりますので、そういった内容だと認識しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。ちょっと待ってください。今、市長が言うように私も思って、発言を遮るわけにはいかんけど、もう少し契約の本質というものをやっぱりある程度のところは確かめて御質問いただきたいと思うのですが、それでもありましたらどうぞ。

〔発言する者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 市長、どうぞ。

○市長（権藤 英樹君） 私の言葉の真意が伝わってなかったようですので改めて申し上げますが、そのような具体的な企業とか、どういったものが入るとかというようなものではございませんで、これはあくまでも先ほど申し上げたように県とうきは市がこれから事業を行っていく上での基本となる協定でございますので、例えば議員がおっしゃられているような細かな部分というのは第10条に書いてあります細目協定でありますとか、その以降の用地を取得される企業との間で考えられるような内容の協定になろうかというふうに思っておりますので、この基本協定の内容の中で加筆、加味されることではないという認識しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。それでは、これで質疑を終わります。

次に、議案第46号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課の山崎でございます。

議案書28ページをお願いいたします。

議案第46号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

29ページをお願いいたします。新旧対照表は3ページになります。

第13条第2項に、ただし、市長が確実に本人の意思に基づくものであると認めた場合は、印鑑登録証の提示を省略することができるを追加しております。窓口において御本人による申請で印鑑登録証を忘れた場合に限り、印鑑登録証がなくても、顔写真付きの公的証明書、例えばマイナンバーカードや運転免許証などがあれば印鑑証明書を発行できるように改正するものになりま

す。

第13条第3項については、携帯電話などからLINEやマイナポータルを利用して申請する場合を定めております。その場合には、署名用電子証明書暗証番号を利用しますので、暗証番号を署名用電子証明書暗証番号に変更するものになります。

追加の第4項はコンビニ交付について定めております。専用回線で接続された端末機については、利用者証明用電子証明書暗証番号を利用して交付を受けることができると定めたものになります。

第14条では、端末機で利用者証明用電子証明書暗証番号を正しく入力されなかった場合や暗証番号の有効期限が切れた場合には交付を受けることができないと定めたものになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これは厚生文教常任委員会のほうに付託が予定されております。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点確認をさせていただきます。

今回の改正で、コンビニでした場合には印鑑証明をコンビニでもらえるという内容で理解してよろしいですね。それが1点と、あとLINEとかマイナポータルで申請した場合の交付というのはどういった形か、確認させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 1点目については、コンビニでも同じような形で交付をすることができるような形になります。

今、LINEとかでも、印鑑証明書だけではなくて戸籍とか住民票とかも取ることができますので、そういった形にも印鑑登録証とかを特別使うことなく本人確認をして後で郵送でお送りしているような形でしております。

○議長（江藤 芳光君） 使えるということ、LINEの件は。

○市民生活課長（山崎 穰君） うきは市のLINEのほうから、そういった形で窓口が設定されておりますので、それにのっかって入力していけば郵送で送ってくるような形になっております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第47号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書30ページをお願いいたします。

議案第47号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、31ページをお願いいたします。

子ども医療費の対象を中学生から高校生世代まで拡充し、無償とするために条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表は5ページになります。

第2条第1項第1号から第3号では、子供の定義を乳幼児、児童ア、イと分けておりましたけれども、今回、一律に無償化とするために分けて定義する必要がなくなったので、子供を18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にあるものとし、第2号、第3号を削除するものになります。

第4条第1項は、第1号、第2号に定める額を自己負担額として除いた額を子ども医療費として支給するというものでしたが、今回無償としたために第1号、第2号を削除するものになります。

第2項については、自己負担額を無償としたために歯科診療と歯科診療以外を別とみなす規定が不要となるので削除するものになります。

施行期日は令和7年4月1日になります。

また、施行前であっても受給資格認定事務は可能である旨を定めたものになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本件は、厚生文教常任委員会のほうに付託の予定であります。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） これも1点だけ確認なのですが、基本的には高校生世代まで無償化にするというのの準備だと思うのですが、4月1日生まれの人は基本的に18歳になったときはどっちなのかという、前なのか、後ろなのかという表現がいいのか、基本的には早生まれのほうの4月1日までが同世代になっていますから、その人が18歳になったときは今度はそれから3月31日になると1年間、その人はひょっとしたら大学生になっているかもしれない、そこら辺のところは特例か何かで追加やらという必要がないのか、ちょっとそこだけお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 民法の規定によりますので、たしか学校も同じような形で書い

てあったと思いますので、それと同じような形で、今で言う高校生3年生世代までは適用になると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ということは、4月1日分だけになるのですが、そこは医療費は無料にはならないで、そういった該当者として、たまたま4月1日生まれの人で入院とかをされていて、17歳の3月31日まではもらえるけど18歳になった1日分はもらえないというような解釈で捉えるということよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） とにかくその想定で、これはもう制度的な問題なのできちっと答えてください。山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） たしか民法では4月1日生まれの者も同じような形で高校生世代というふうになっていますので、それと同じような形で運用は行っていきます。

○議長（江藤 芳光君） 新旧対照表に明記されていますよ。それならもう一回、明確に答えるそうですね。山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 18歳に達する日以降の3月31日までの者が該当しますという形になりますので、今現在、高校生3年生の間は医療費は無料になるという形で理解していただくと助かります。

○議長（江藤 芳光君） 御理解いただいたでしょうか。組坂議員、もう一回、確認すると。

[発言する者あり]

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。樋口議員は厚生文教常任委員です。総務産業常任委員だけしか質問権がありません。

ほかがございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第48号うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書32ページをお願いいたします。

議案第48号うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

子ども医療費の対象を高校生世代まで拡充し、無償化するのに合わせて、ひとり親家庭などの医療費についても高校生世代まで無償化するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書33ページをお開きください。新旧対照表は7ページになります。

第3条については、児童扶養手当法施行令の改正により項ずれが生じたため、変更するものになります。

第4条第1項は、第1号、第2号に定める額を自己負担とし、除いた額をひとり親家庭等医療費として支給するというものですけれども、自己負担額を除くのは18歳に達する日以降の最初の4月1日を経過したものにす、つまり18歳世代までは自己負担額を取らないというふうに変更するものでございます。

施行期日は令和7年4月1日になります。

また、施行日前であっても受給資格認定事務は可能である旨を定めております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本件も厚生文教常任委員会のほうに付託予定であります。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

ひとり親家庭医療費のこの条例そのもの自体は、今回、子ども医療費全体の無料化に伴って存在理由が実を言うところとあるのかどうか分からないので、これを設定している理由は何かあるのかな。今回、全体的に統一する、障害者の問題はまた年齢が違うので、対象が違ってくるので必要だと思うのだけど、ひとり親のところはまだ必要な条例なのかどうか、ちょっとそれだけ確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 子供を保護する親のほうも、ひとり親医療の対象になりますので、そちらのほうに支給する条例として必要になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書34ページをお開きください。

議案第49号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

こちらと同じように子ども医療費の対象が拡充したのに合わせて、条例を改正するものでござ

います。

議案書35ページをお開きください。新旧対照表は9ページになります。

第3条重度障がい者医療の対象者を就学前の者を除いておりましたが、福岡県の重度障がい者医療費支給制度に合わせて、3歳以上の者を対象にするように変更するものでございます。

第4条第1項は、ひとり親等家庭医療費と同じように自己負担額が発生するのは、18歳に達する日以後の最初の4月1日を経過したものであると変更するものでございます。

第1号の括弧書きの記載は不要となったため、削除するものでございます。

第3項では、精神病床への入院医療については、高校生世代までは重度障がい者医療費の対象とするように変更するものでございます。

施行期日は令和7年4月1日になります。

また、施行日前であっても受給資格認定事務は可能である旨を定めたものになります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本件も厚生文教常任委員会に付託の予定であります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課、高瀬でございます。

それでは、令和6年度補正予算書1ページをお開き願います。

議案第37号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億2,585万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億4,662万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月6日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。3件の繰越明許費を計上しております。

1件目は、地方路線バス対策補助金420万円でございます。浮羽地区の路線バス神杉野線の運行に係る補助金です。同路線につきましては本年9月末をもちまして運行停止となっておりますが、運行元の西鉄バスに対しまして路線存続の要望書を提出したところ、本年度末までの運行延長の措置がなされました。本補正予算で10月から来年3月までの運行に係る補助金を計上しておりますが、事業者の支払い時期が次年度となることから、計上しております補正額の全額を繰り越すものでございます。

2件目は、測量調査委託料等2億9,000万円です。新たに造成する、うきは西部工業団地に係る用地測量と物件補償の調査を行うための費用を本補正予算に計上しております。実施時期が令和7年度にまたがるため、こちらもその全額を繰り越すものでございます。

3件目は、総合交流ターミナル施設整備工事費等2億9,628万3,000円です。道の駅うきはの改修工事費に係る費用を本補正予算に計上しております。改修工事の工期が年度をまたぐことから、工事監理業務委託料、改修工事費、備品購入費等の予算を次年度へ繰り越すものでございます。

続いて、第3表、債務負担行為です。表記4件を追加しております。

1件目は、浮羽地域包括支援センター運營業務委託料でございます。

浮羽地域の地域包括支援センターの運営につきましては、現在の委託先であります浮羽医師会への委託期間が令和5年度末まででございました。法改正により業務形態が変わる可能性があったため、1年間委託期間を延長し、本年度末まで業務延長をしております。その期間も終了いたしますので、改めて令和7年度から令和11年度までの5年間の契約を本年度行うため債務負担行為を設定するもので、限度額は1億3,000万円を計上しております。

次に、うきは西部工業用地造成事業に伴う未売却地購入費です。

こちらは先ほど御説明させていただきましたけれども、9月議会の議案の中に、うきは西部工業用地造成事業に係る基本協定の締結の議案を上程しておりますが、その中に本市に費用負担が及ぶ内容の条項があることから債務負担行為を設定するものでございます。

なお、債務負担行為の期間、限度額につきましては、今後、造成工事が開始され、具体的な金額もまだ今のところ定まってないことから、御覧のような文言表記とさせていただいているところでございます。

次に、西隈上団地等建て替えPFI事業です。

浮羽町域にあります西隈上団地につきましては、その建て替え方法につきまして、昨年度PFI導入可能性調査を行い、民間活力の利用も受け、団地周辺エリアの一体的な開発を行うことで一定の結論を得たところでございます。令和10年度の完了をめどにこの事業を進めていく上で、既存団地の解体や新団地の新設工事及び居住者の移転費に係る費用が発生してくることから、債務負担行為の議決を賜るものでございます。

なお、この事業費につきまして、現時点で19億2,000万円を見込んでおります。内訳といたしまして、設計工事に係る費用が1億8,880万円（後刻、訂正発言あり）、移転費が3,200万円を見込んでおるところでございます。ただ、物価変動等によりまして価格の上昇も予想されますので、御覧の表記方法にて限度額を示させていただいているところでございます。

最後に、学校再編事業支援委託料でございます。

市内の小・中学校の生徒数の減少に併せまして、一部学校施設の老朽化も進んでおり、浮羽地域における現在の学校区の再編及び学校施設の建て替えの検討を実施してまいります。本年度から2年間かけまして検討を行い、本年度費用分は本補正予算にて883万2,000円を計上しております。債務負担分2,649万5,000円につきましては、次年度に支出する分でございます。本年度、一括して学校再編の支援に係る委託契約を締結する予定でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

追加分として1件計上しております。

一般補助施設整備等事業限度額480万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

変更分といたしまして、7件計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最初に、合併特例事業でございますが、3億970万円増額いたしまして、限度額を4億6,700万円とするものでございます。

次に、過疎対策事業です。5,530万円増額いたしまして、限度額を2億4,700万円とするものでございます。

次に、辺地対策事業で1,900万円増額いたしまして、限度額を2,150万円とするものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業で550万円増額いたしまして、限度額を1,150万円とするものでございます。

次に、臨時財政対策債で289万1,000円増額いたしまして、限度額を2,489万

1,000円とするものでございます。

次に、農林水産業施設災害復旧事業で1,640万円増額いたしまして、限度額を2,810万円とするものでございます。

最後に、公共土木施設災害復旧事業で1億3,300万円増額いたしまして、限度額を2億2,400万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入22款市債の中で説明させていただきます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。補正予算の質疑につきましては、それぞれの所管以外の部分について質疑をお願いしたいと思います。質疑はございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 7番、野鶴です。

今、説明された中の7ページ、債務負担行為の中で西隈上団地等建て替えPFI事業のところ、ここにも書かれております事業費19億2,000万円の内容が建設工事費1億幾らという形と移転費が3,000万という形、この19億2,000万円と全く違うんですけど、もう少し内訳を再度確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 失礼いたしました、私のほうが金額のほうを誤っておりました。

内訳といたしまして、設計、それから工事費につきましてが18億8,800万円の誤りでございます。失礼いたしました。それと移転費のほうが3,200万円でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私も、こちらの西隈上団地等のPFI事業について、お尋ねさせていただきたいと思います。

こちらは市のホームページのほうで掲載されているリスク分担表案があるんですけども、こちらの中で金利リスクのほうの掲載がちょっと見当たらなかったのですが、こちらのリスク分担表なども、こちらが通過したら差し替えという形で対応していただけるのかということの確認と、それと、これが国交省ですとか内閣府のPFI事業のほうの資料を見たところ、指数ごとにどういった形で取り扱うかというのが、結構指数であるとか、期間であるとかで市も負担しなければいけないということになった場合は結構変動が出てくるのかなと思ったんですけども、そこら辺は御提示の段階で何がしか私たちが確認できるものを既にお持ちなのかどうか確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課、雨郡です。

物価変動の関係でございますが、今の段階としまして、どういうふうになるというのはなかなか見えていない状態でございます。ただ、全体額19億2,000万円という形の中で実際もうちょっとというところは余裕は見込んでいる次第でございますので、ただ、都度都度にやはり御相談していく形にはなっていくかと思えます。申し訳ございません。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうしましたら内閣府のほうで改定の期間というのが毎年度ごと、あるいは3年ごとというような形で定期的な御提示がされているので、大体その方向性という理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 物価の変動のものなんですけど、通常であれば施工業者のほうから、おおむね物価変動がこのくらいありましたので協議という形が上がってきます。その基になって、例えば来年度の物価が変わりましたと、ただ次年度の残工事量に対しまして物価変動を行うという形になりますので、物価変動率に応じて一般的には1,000分の30ぐらいの率が生じますと、その下で協議が始まると。協議の下で、物価内かどうかに応じてやっていくという形で、毎年、もしくは何年かという形にはなってますので、そういったものを参考にしながら対応したいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございせんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 債務負担行為の浮羽地域包括支援センターの件と学校再編の件について、お尋ねしたいと思います。

まずは浮羽地区の地域包括支援センターの件ですけれども、今回も1億3,000万円という、5年間ということですよ、1年当たり2,600万円ということで、以前までのところでもたしか2,600万円だったと記憶しているんですけれども、そういう意味では、この前、積算内容について御提示いただいたと思うんですけれども、一つは以前のもとの積算内容が違っているのかどうかというのは、特に人数的なところがあるかと思うので、今回は4人分ということになってはおりますけれども、それ以前はもうちょっと多かったような気もするので、ちょっと確認をしたいというのが1点目です。積算されている内容について、以前と今回のやつは違うのかどうか、ちょっと確認をしたいということです。

それからもう一つは、全体としてケアマネジャーが人が不足しているという背景の中で、なかなか給与への処遇改善という問題とか、仕事の人の確保という問題があるかと思えますけれども、委託先の関係で、そういう意味では5年間というスパンの中で以前の金額と類似するような金額、中身は違うのかもしれませんが、それで大丈夫なのかどうかということを改めて確認したいと

思います。

2点です。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

浮羽地域包括支援センターの運營業務委託料につきましては、以前と令和7年度からの5年間については積算人数については変更はございません。

人員確保の部分については、これまでも人員確保については厳しい状況でございましたので、上限額設定という形で必要数についての専門職の積算をしているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 正直なところは、もう一点聞きたかったのは財源の問題なんですけれども、基本的には介護報酬を基にしたものがベースになっていると思うのですけれども、いわゆる保険点数自体はそんなに伸びていない現状があるわけですよ。そういう意味では、改めて今の人材確保という点でいうと不安がどうしても残るので、そういう意味では浮羽地域と吉井地域との対応の違いも含めて若干あるかと思えますけれども、確保をきちんとしていただきたいということを改めてお願いしたいと思えます。

それで、財源のところについて一つお答えいただきたい。財源は名称と金額等が分かりましたら、年間として、どの財源がどのくらいを見込んでいるとかというのがあれば教えていただきたいというのは1点お願いしたいと思えます。

それから学校再編についてお尋ねしたいと思えます。

聞きたいのは、先日、一定のスケジュールみたいな資料を頂きましたけれども、その間、浮羽中学校等について言えば非常に老朽化が進んでいるという意味でいうと、いろいろなトラブルが多分出てくる可能性やっぱあると思うのですよね。そこに対するメンテナンスの基準というか、これは行う、これは行わないという、金額の問題とか、劣化の問題もあるかと思うのですけど、そういった基準については明らかにして、こういう問題を説明していくという形になるのかどうか、その点をちょっとお尋ねしたいなと思えます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） まず末次課長から。末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 1点目の財源の御質問でございます。

浮羽地域包括支援センターの総事業費としては、今回、債務負担行為で設定をさせていただいておりますセンターの委託料とケアプラン収入、介護給付費のほうでの収入と合わせて総事業費という形となっております。

ケアプランを作成する分については、当然、介護給付費のほうで賄うこととされてます。今回委託する部分については包括的支援事業という名称になりますけれども、この財源については、全て地域支援事業交付金として福岡県介護保険広域連合から配分される交付金で全額賄うこととしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課、岡村でございます。

岩淵議員の質問の明確な基準というのが今定められているかといえば、それはないんですけれども、現状を御提示しながら検討に入っていくということになります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 3回目です。最後に改めて学校再編支援事業についてですけど、確認ですけど、今回、債務負担行為以外に本予算のところでもあると思うんですけど、ここには令和6年から令和7年、実質的には令和7年度で2,649万5,000円の計上を予定しているということで、その内容についてですけども、予算計上というか、基本構想から設計、それから何年間にかかって順次に渡るんですけども、支援委託料として2,600万円をしている中身はどうなのかというのを教えていただきたいなと思います。明細が分かれば、後で資料でも結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 本予算の883万2,000円と令和7年度債務負担行為額2,649万5,000円を足した総額3,532万7,000円を上限額として設定しております。今回のこの予算につきましては、この予算成立後に公募型プロポーザル方式により入札を実施するための上限額としております。

お尋ねの内容に関してなんですけれども、令和7年度末までに基本構想・基本計画の策定をいたしますが、現状把握や条件整理、現状把握というのは先ほど申し上げました浮羽中学校の現状ですとか、人口減少に伴う今後の見込みですとか、そういう条件整理とか、計画設定の検討、配置計画の検討、概算事業費の試算、各種会議、説明会の出席資料等を見込んでおります。また、成果品として、基本構想・基本計画の製本を予定しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） おはようございます。総務課、石井でございます。

議案書40ページをお願いいたします。40ページでございます。

一般職、会計年度任用職員以外の職員につきましての分になります。職員数は1名減の223名となります。給与費の中の給料及び職員手当、期末勤勉手当に相当します、合計で485万2,000円の減額でございます。

歳出、34ページの10款2項1目少人数指導特別教員2名分の予算のうち1名分が必要なくなりましたので、1名分を全額減額するものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

イの会計年度任用職員についてでございます。こちらは1名増の282名となります。給与費報酬で125万2,000円と職員手当、期末勤勉手当7万5,000円、合計で132万7,000円の増額と共済費25万円の増額でございます。こちらは歳出26ページ、4款1項1目保健衛生総務費におきます保健指導を行う保健師が必要になったための増額の変更でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款・項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、2款1項総務管理費の説明を求めます。歳出です。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。

22ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費、2目文書広報費でございます。341万8,000円の増額でございます。

内訳につきましては、委託料、来年3月でうきは市は合併20年となりますことから、記念誌として市勢要覧約1,000部、それから概要版1万2,000部を製作させていただき予定の予算でございます。市勢要覧1,000部につきましては、市をPRする、いろいろな形で外部に行くときの資料とさせていただきたいと思っております。それから概要版につきましては1万2,000部を製作しますけれども、全戸に配布する形で市民の皆様にも市の情報をお知らせしていきたいと思っております。いずれも本年度末、来年3月までに作成をし、全戸に配布するのは4月の区長文書等を予定しているところでございます。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 6目財産管理費の14節工事請負費では、営繕工事費168万3,000円の増額を計上しております。旧小塩小学校における遊休施設活用において、

活用事業者である、ばすてるUが事業を準備する中で、校舎2階トイレ部分からの雨漏りがあるため、施設所有者として市が防水工事を行う必要がございます。

以上でございます。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いいたします。

2款1項9目地域活性化推進費になります。18節負担金、補助及び交付金の地方路線バス対策補助金420万円の増額補正を計上しております。こちらにつきましては、西鉄バス神杉野線における路線廃止の延長に伴う補正予算になります。

西鉄バス神杉野線につきましては本年の9月末で廃止とされておりましたが、要望等を行いまして来年の3月末まで延長されましたので、10月から3月までの半年分の赤字補填として420万円を計上しております。予算のほうが確保されましたら、現在、西鉄バスとの神杉野線運行に関する契約のほうも9月末になっておりますので、こちらも3月末までに再契約をしたいと思っております。

また、本予算は全額繰り越すことにしております。先ほどもございましたけれども、3月末の運行実績に基づいた精算払いとなっております。この請求が半年後、西鉄バス久留米より請求されることから、全額を次年度に繰り越しまして次年度に支払う予定としております。

以上になります。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます

同じく9目地域活性化推進費の18節地域活性化起業人制度負担金280万円は、総務省の制度を活用して三大都市圏に所在する企業からうきは市へ社員1名を派遣いただき、地域活性化に貢献する業務に従事していただくものです。

業務内容につきましては、ラグビータウンプロジェクトでラグビーチーム、ルリーロ福岡の選手を雇用する企業及び事業所や選手に対しフォローアップを図り、雇用や労務面で支援を行うことで、職場や職員に対する理解度や被雇用者の能力向上を図るものです。

ラグビータウンプロジェクト推進係では、地域おこし協力隊を雇用して選手と企業との間で労務面でサポートをしておりますが、ルリーロ福岡の所属選手数が増えており、これからさらに増える状況ですので、今回、地域活性化企業人を採用して関わっていただくことで、うきは市周辺で働く選手の雇用継続や企業雇用の強化、促進を期待するものでございます。

派遣いただく社員の給与等の経費につきましては、国の特別交付税が年間560万円まで措置され、今回の派遣期間が半年間ありますので、措置額の半分の280万円を計上しております。

○総務課長（石井 太君） 続きまして、11目でございます。電子計算処理費542万7,000円の増額でございます。

11節通信運搬費53万3,000円につきましては、ガバメントクラウドの接続サービス回

線通信料になります。

12節電子運用支援委託料101万8,000円は、ガバメントクラウド接続サービス導入の回線構築の委託料になります。

18節地方公共団体情報システム機構負担金387万6,000円は、自治体中間サーバプラットフォーム次期システムの更新費、設計構築移行等になります。人口1万人以上の場合は委託料387万6,000円となっているような形のものになります。

なお、12節及び18節につきましては、それぞれ社会保障・税番号制度システム補助金、あるいはデジタル基盤改革支援補助金ということで、いずれも全額、国庫補助の対象となっております。

説明は以上です。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きます、13目新エネルギー対策費3億4,109万2,000円の増額補正でございます。

12節委託料と14節工事請負費とございますが、いずれもCO₂削減、脱炭素化に向けた取組に係るものでございます。国は2050年までにCO₂、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする目標を掲げております。本市におきましても二酸化炭素排出が招く地球温暖化に歯止めをかけるため、環境省から脱炭素先行地域の選定を受け、本年度から本格的にその取組を進めているところでございます。

今回計上しております予算の内容を御説明いたしますと、12節委託料998万9,000円は、総合福祉センターを省エネ効果の高い建物に改修するための設計費等でございます。同センターにつきましては空調機器の更新時期を迎えておまして、このタイミングで省エネ化を図るZEB化の検討を昨年行い、CO₂の削減効果があるとの結果が出ましたので、本年度、実施設計を進め、来年度に建物の改修工事にかかる予定としております。

14節工事請負費3億3,110万3,000円は、公共施設のうち特に消費電力が大きい4つの施設、具体的に申し上げますと、市役所庁舎、市役所西別館、うきはアリーナ、吉井中学校でございますが、こちらの照明器具をLED照明へ切り替えるための工事費でございます。この4つの施設を皮切りに、CO₂削減効果の高い公共施設におきまして、次年度以降、LED照明への切替えを行う予定としております。

なお、この事業の財源でございますが、国・県支出金は地域脱炭素移行再エネ推進交付金、地方債は合併特例事業債を充てる予定にしております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりましたが、これより暫時休憩したいと思います。再開を10時35分、休憩に入ります。

午前10時19分休憩

午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

先ほどの2款1項、総務管理費の説明に対して、これより質疑を行います。質疑はございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） すみません、6目の財産管理費のところ、工事請負費、営繕工事費、これは小塩小学校の雨漏り修理費という御説明がありましたけれども、今、小塩小学校の跡地活用について現状どうなっているのかというところをちょっと御説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 辻課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課、辻です。

旧小塩小学校の現状ですけれども、先ほどお話ししました宿泊運営会社のぱすてるUのほうと契約しております。小塩小学校を活用しての宿泊運営ということで、今、準備中でございますが、こちらのトイレ改修等も案が通りましたらこれからということでございますので、一応、目標としては本年度中に開催できるように目標としております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 13目新エネルギー対策費で、12節委託料が総合福祉センターZEB化ということで上がっておりますが、総合福祉センターができて恐らく何十年かたっていると思うのですけれども、以前、どこかの雨漏りのときに屋上の防水シートの張り替えか何かをしたと思いますが、できて何年たつのか、それから今後の更新計画との関係を教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、14節の工事請負費で、今回、市役所、西別館、アリーナ、吉井中ということで3億3,110万円等の予算が組まれておりますが、これはまた今後、例えば吉井中ということであれば各小・中学校等、あるいはうきは市民センター等々もありますが、その辺も今後計画に上がっていくという理解でいいのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 2点、御質問いただきました。

現在使用しております総合福祉センターにつきまして、この建物自体は以前は県のほうが所有しておる建物でございました。それを市のほうが取得したという形になりまして、具体的な、いつ建てられたのかというところは資料のほうを持ち合わせておりません。

それから、以前、雨漏り等の改修をしたというところがございますけれども、今回のZEB化

の省エネの改修工事につきましては、それとは全く別物でございますので重複する部分はないというところで認識しております。

それから公共施設のLED化でございますが、今回4つの施設を本年度行う予定にしておりますが、今後の予定といたしまして、小学校施設、それからその他の比較的電力消費の大きい施設につきましては、順次LED化を進めていくようなところで計画をしているところでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。まず、保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

23ページをお願いいたします。

8目介護保険対策費630万3,000円の増額補正です。18節負担金、補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備等補助金でございます。5月上旬に国からの補助事業の通知があり、市内の対象施設19施設に周知を行い、1棟2施設から施設整備の計画書の提出があったことから、9月補正で計上するものです。

対象施設は、ひまわりの郷うきはとさくらデイサービスうきはの1棟2施設で、いずれも老朽化に伴う屋根・外壁改修、設備交換を行うもので、全額、国の負担です。

○税務課長（大石 恵二君） 同じく23ページ、12目臨時給付事業費でございます。負担金、補助金及び交付金、これは調整給付金になりますが、それを9,728万円の増額補正でございます。

理由につきましては、当初算定において一部条件を読み込めなかったために対象者を少し少なく見積もっておりました。また、当初のデータから本算定日、7月1日ですけれども、その間に対象者が増加したことにより、給付金支給予定額が増加したために補正をするものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 24ページをお開きください。

3款2項3目子ども医療対策費174万8,000円の増額になります。令和7年4月から子ども医療費を高校生世代まで拡大し、無償化するための事務費になります。

主な内訳といたしましては、10節印刷製本費24万2,000円、医療証及び穴開き封筒の印刷代になります。

11節通信運搬費59万6,000円、医療証の送付、また申請書の送付や返信用の郵送料になります。

12節委託料、子ども医療システムの改修委託料88万円になります。

次に、3款2項3目ひとり親家庭等医療対策費3万9,000円の増額補正でございます。

11節通信運搬費、医療証を送付する郵送料になります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所です。

25ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、12節委託料、生活保護システム改修委託料でございます。

主なシステム改修につきましては次の2点となります。1点目、被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給に関する生活保護システム改修として86万6,000円を、2点目、就労自立給付金のインセンティブ強化に関する生活保護システム改修として95万7,000円を増額するものでございます。

1点目につきましては、高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認められた者に対しまして一時金を支給するためのシステム改修となります。

2点目につきましては、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認める世帯に対しまして、一時金を支給するためにシステム改修をするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

26ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費160万3,000円の増額補正です。

1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費については、8月末に正規職員の保健師が1名退職したことに伴い、保健指導に従事する保健師が不足するため、会計年度保健師を1名雇用するためのものがございます。10月からの6か月分を計上しております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくをお願いいたします。

補正予算書27ページになります。

6款1項7目農地費1,000万円の増額でございます。

14節工事請負費1,000万円、こちらにつきましては、吉井町千代久区内の水路改修工事となります。福岡県農業農村整備事業費補助金を活用して実施するものがございます。補助率は10分の4の事業になります。

続きまして、6款1項8目耳納山麓開発費240万7,000円の増額でございます。

18節負担金補助及び交付金240万7,000円、こちらにつきましては耳納山麓土地改良区のパイプラインになりますけれども、福岡県営事業で老朽化した仕切り弁、空気弁17か所を改修するものがございます。今回、国の事業が採択され、福岡県で事業実施していきますけれども、負担金として240万7,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課です。

28ページをお開きください。

7款1項2目商工業振興費の12節委託料では、測量調査委託料2億2,500万円、物件補償調査委託料6,500万円の計2億9,000万円を計上しております。

8月29日の全員協議会で説明いたしましたとおり、うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定書第4条における市の役割の用地測量、物件補償、調査等の費用として予算計上しているものでございます。

先ほど説明がありました繰越明許費のところ、令和6年度から令和7年度にかけて実施になる見込みとなるため、7ページ、第2表で記載のとおり、全額繰越明許費で予定したいと考えております。

また、同じく商工業振興費の18節負担金、補助及び交付金では、従業員への家賃補助支援補助金の720万円を計上しております。新たにうきは市に転入する事業所の従業員に対し、家賃補助を行うものでございます。当初予算分が不足するため、あと30人分、月上限額の2万円の12か月分をお願いするものでございます。

以上になります。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

3目観光費は、道の駅うきは物産館の改修工事と福岡県の宿泊税を活用する事業について計上しております。補正額は3億558万3,000円で、財源内訳は、国・県支出金が国の農山漁村交付金と県の宿泊税交付金の合計1億3,559万5,000円で、地方債1億5,370万円は合併特例事業債です。

道の駅うきはの物産館改修工事に関する予算として、11節役務費の建築確認申請手数料、12節委託料の総合交流ターミナル改修工事監理業務委託料、14節工事請負費及び17節備品購入費で、総額は2億9,628万3,000円となります。

次に、福岡県の宿泊税を活用した事業は、12節委託料の駅舎ロッカー設置業務委託料と18節負担金補助及び交付金のインバウンド推進事業費補助金で、総額930万円分を計上しております。国の政策として観光立国の実現を目指す中で、うきは市を訪れる外国人観光客も近年増加しておることから、インバウンドを受け入れ、対応しようとする市内事業者が取り組む多言語化への対応や機器の導入等に対し、18節の補助金を創設するものです。

あわせて、12節の駅舎ロッカー設置業務委託料で市内のJR駅舎にロッカーを設置し、インバウンドを含む観光客の利便性の向上を図るものです。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 28ページ1点だけ、駅舎ロッカー設置業務委託料430万円の

関係であります。市内の駅舎ということですけど、たしかうきは駅と吉井駅2か所、大石駅は入っていなかったかなとは思っております。どの程度、この駅舎にロッカーを設置する、この430万円はこんなに高いのかなと思ったんですけど、設置予定個数といいますか、どの規模をどの程度置くのか、もしそういったところが分かりましたら。

そして現状として、逆に言うと駅舎に、うち辺りはもうほとんど直接ホテルに行ったりする観光客が多いから、駅舎にロッカーが果たしてそこまで必要かなという感じもまだ個人的な感覚からいくとあるんですけど、そういったところ辺について利用としてどういった部分をどの程度見込んでいるのか、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） およそ2点の質問だったかなと思います。

まず1点目、ロッカーの形態とか、そういった仕様とかのことでございます。

ロッカーにつきましては、いろいろな仕様がある中で、例えばキャリーケースを引いて町なかを歩かれるお客様も多うございますので、そういったキャリーケースが入るロッカーを考えております。大きさ的には、2列といいますか、その程度のロッカーではございます。ただ、キャッシュレスとかにも対応するようなもの、あるいは防犯カメラを設置するもの、防犯カメラが附属しているロッカーとかもあるんですけども、今そういったところをJRと協議中ではございまして、最終的な協議を行いまして、どういったロッカーにしようかというところで、また御報告をしていきたいと思っております。

それから市内のどの程度の利用を見込んでいるのかということではございます。これについては、また検証していかないといけないところではございます。まず、インバウンドの入り込み客がどれほどかというところで見立てをするべきなんですけれども、今、RESAS地域経済分析システムに掲載されております入り込み客というのが2023年の4月、1か月間で1,475人の入り込みがあったというのが分かっております。これは推計になりますけれども、それを30日で割っていきますと、1日に直しますと47人程度になります。それを掛ける365日をするとう年間推計が出るものかと思っておりますけれども、今もまだ韓国人を中心に、台湾人とかいう方で今来られてるところも見えますので、そういった方に利用していただきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 13番、熊懷です。

3目のところでお伺いします。道の駅の改修工事、これは副市長がいいのかなと思います。

道の駅の改修をする協議のときに出荷者等いろいろが参加しているのか、どこで協議しているのか、お伺いしたいと思います。

なぜかといいますと、先週の6日、7日に私のところに何回か来ておらんけ、おまえ何しよる

かというところで、いつおるけというから日曜日におりますよと、日曜日に来てもらいまして、私たちが協議した内容のことをいろいろ言われたんですよね。休憩場はどげんなるか、自動販売機はどこへ持っていくとか、いや、そこは私は分かんないと、展望台はどうしていくとか、出荷者が行きよる事務所の裏から行くようになっているのじゃないですか、それは知っているのと、いろいろ催物もしよるばってん、みんな行かれるのかと、いろいろ言われて、また改修して、果樹時期は確かに出荷は多いと、でも果樹がなくなったら野菜も少ないし、出荷者は少ないからがらんとしておるよと。耳納の里はAコープから野菜とかを持っていきよるから多いごたるばってん、私にそこを言われても分かんきですね、誰に言えばいいかというから、それはうきはブランド推進課なんかと話してもらわにやですねと言いながら、ある程度は説明しましたけど、そこをちゃんと出荷者も交えてしていきよるのかなと、必要なら、ある程度は納得してもらおうように話してもらうごつお願いしたいのと、自動販売機は今度は外に据えるのかと、もう中がなくなりますからね、そういうこともいろいろ聞かれましたから、そこをちょっとお願いしたいと思って質問しました。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 御指名ですので私のほうから。

直接、私は出ていないんですけども、出荷者協議はされております。恐らく、総括して申し上げると、出荷者さんも多いですから全てにまだ行き届いてないのかなといったところで、その方が議員のところへ聞きに行かれたと思いますので、再三、また繰り返すそういった出荷者様への説明をするように私のほうから、もう一回、話はしておきます。

ただ、出荷者さん全員に改修するときにはどんな御要望がありますかというアンケート調査までしているんですよ。そのアンケート調査にいろいろ書いてもらって、それを集約して我々のほうも拝見させてもらって、全部はできませんけれども、対応できるものはこの改修の中に入れ込んでいくという対応をしていますので、実際アンケート調査とかまでしていますので、出荷者さんの方は大半は分かれているものだと思います。

閑散期の話はもう前からの課題ですので、閑散期には、これまでやれていないようなイベントをやるとか、そういったところも改修後には十分活用していきたいと思っております。

また、細々としたところ、休憩場所の話とか、自販機の新たな設置場所とか、そういったところを全て含めて、計画の概要ができて、何回も出荷者さんとかに説明をするように、もう一回、会社のほうには伝えておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） お客さんの憩いの場、自動販売機のところはたくさんの方が休憩して、コーヒー飲んで憩っておりました。何かしらどこか展望台と言ってもなかなか行きにく

いなら、どこかに考えていただきたいと思います。これはえらい大事と思ひまして、休憩するならば自動販売機も、そこのところだけ要望して、私がかられとけばいいのしょうから、またあつたら報告します。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。8番、竹永委員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

先ほど野鶴議員が質問されました駅舎ロッカーの件なんです、以前、駅舎の利用については、吉井駅に来るほうはそのまま降りて改札口だけど、帰るときには階段を上って降りてという感じで、高齢者の方から、せつかくうきはのお土産を買っても重たくて運べないからというようなことがあつて、エレベーターの設置のほうは要望があつたんですけれども、そういうことは検討されたのか。

それから2点目は、ロッカーを設置した後の維持管理費はどのくらいかかると理解されているのか、その2点について、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 関連になるかもしれませんが、ロッカーもエレベーターも基本的にはJR構内はJRへの負担金といいますか、協定に基づいて賃料をお支払いすることになるかと思ひます。そういった上でエレベーターにつきましてはかなりの高額になることがもう既に予想されますので、検討はしておりません。

それからロッカーのほうも、今、協議をしておりますけれども、年間数万円かと想定しておりますけれども、協議をして、また負担をしていかないといけないかなと思ひております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

まず、同じページになるんですけれども、総合交流ターミナル備品購入費、3目の観光費の中の17節の備品購入費の中で、こちらのほうが全協のほうでいただいた資料の中でテーブル・椅子・ソファー類となっておりますので、いただいているレイアウト図の中ですと、こちらのレストランですとかの、お食事を召し上がるエリアのほうになるかと思ひますけれども、こちらは、うきはのイメージをきちんと訴求していただけるような、そういった物品選定になっているのか御確認をさせていただきたいなと思ひます。どうしても今、全国のもう道の駅津々浦々で改修をいろいろなところでされているんですけれども、ローカル感がなくなっていくような空気感というのがあるので、そこら辺がどうなっているのか確認をさせていただきたいのというのが一つ。

それと、こちらにいただいているレイアウト案の中で訳あり商品が一番奥になっているので、これは耳納の里も見ると分かるんですけれども、やっぱり訳あり商品って物すごいお客様の数が、そ

こにもうわあっと集まるので、この一番奥まったところというのが本当に正解なのかなというのが一つ疑問です。

それと、棚ですとか、そういったところの増加率が商品群によって物すごいばらつきがあるので、これがどういった根拠、ひょっとしたら出荷者さんアンケートとかで御要望とかがベースになっているのかもしれないんですけども、この根拠があったら教えていただきたいと思います。

それと項目を変えまして、同じく3目の18節のインバウンド推進事業費補助金です。こちらの多言語化対応というところで、全協のときにいただいた資料で公衆無線LANの設置というのがありました。こちらは現状でやっぱりなかなか対応していないので非常にありがたいと思うんですけども、こちらについて、また市民の方からのお問合せも増えると思いますので、もう少し詳しく御説明をお願いします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） すみません、3点目がちょっと聞き取れなかったもので、もう一度教えていただきたいんですけども。

1点目が備品購入の椅子・テーブル等のイメージを訴求していけるような物品かということでございますけれども、改修後のインテリアに合ったようなものを設置していきたいと思っております。それがどういったものを御指摘されているかというところはなかなか難しいところがございますけれども、業者のほうから提案いただいたものをまた見ながら判断をしていきたいと思っております。

それから2点目の訳あり商品とかの場所のことかと思えます。これについてはやはり、いろいろな直売所に限らずスーパーマーケット等々、入り口からまずどういったものが置かれていて、商品陳列されていて、どういうふうに回遊していただけるかという一定の法則のようなものもありますので、そういうものを学びながら、うきはの里株式会社のほうにそういった陳列も考えていっていただきたいと思えますし、指導もしていきたいと思っております。

4点目がWi-Fiかと思っております。Wi-Fiについては、通常、お店等々でいろいろな方々がお見えになるところがあるかと思えます。そういったところで時間限定でも構いませんし、いろいろなWi-Fiの設備がありますので、そのお店が考えるWi-Fi施設をお客様に提供していただくことで快適に過ごしていただく、そういったものに対しても補助していきたいなど考えておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 3つ目の質問についてということでしたので、いただいている資料のレイアウト案の右側の増加率のところ、一番右側、100%、だから現行のままのものもあれ

ば、200%とかになっているようなものもありまして、中にはエリア外の商材が並んでいるものが非常に多い棚だなというのが何でそこが増えているのかなという、やっぱりせっかくされるので、私はやっぱり市内の頑張っている方々のニーズがどこまで反映されたレイアウト構成なのかなというのが確認させていただきたかったところです。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） ありがとうございます。こちらの全協資料での増加率と書かれたところについての御指摘だということで理解いたしました。これにつきましては、2つ観点があるかと思います。

1点は、まずは売れるものから場所を確保して、今までよりもその場所を増加させて売っていきたいということで、大体の目安で場所と言うところの増加率を記載しているものでございます。

2点目としまして、やはり夏場の時期は大変多くのお客様に来ていただいておりますけれども、やはり冬場はなかなかフルーツも取れない時期もございますので、その部分ではやはり市外の商品も仕入れながら売場の確保、あるいは売上げの確保もしていけないところがありますので、そういった面でこういった判断をしてきておるものでございます。私どもとしまして、できるだけ1年を通してお客様に来ていただける道の駅を目指していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君） 都市計画準備課です。

29ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費になります。12節委託料300万円でございます。こちらは建築基準法上の後退道路によるセットバックの測量登記委託料の300万円、14節工事請負費では舗装を行うための後退道路関連工事費の200万円、21節補償、補填及び賠償金では、塀などの撤去をするための物件補償費の36万円を計上しております。

今年度に入り住宅等の新築による道路のセットバック件数が多くあり、当初予算分が不足するため、おおよそでございますが、追加で測量登記委託10件分、後退道路関連工事6件分、物件補償5件分をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 建設課です。

8款2項1目道路橋りょう総務費、額としましては16万3,000円です。

13節使用料及び賃借料、車両借上料というところで、建設課で使用してます軽車両2台が10年以上たちまして、現場でもやはり使いますので、かなり老朽化して、ドアも若干閉まりづらような状況でございます。あと、その部分で軽車両のところを2台リースで入れ替えたいというところなんです。1台につきましては、どうしても市内の部分で場所が狭いものですから、通常のダンプ、1トンダンプとかユニック車で行きますと、ほかの車両に対して御迷惑をかけるので、1台につきましては軽トラックのほうを予定しております。

続きまして、3目道路新設改良費6,535万円です。

12節委託料、測量設計委託料、こちらの測量設計委託料としましては千足2丁目の千足・中鶴線のところで今後計画していきます歩道設置のところに対します用地物件調査の費用でございます。

14節工事請負費、道路改良舗装工事費2,000万円、まずこの2,000万円のほうなんですけど、山北のほうの大野原・小松堀線のところと国本のほうの堤の口・下田線の両方2件、拡幅工事になります。交通安全施設整備工事費、こちらは1,000万円でございます。こちらが本町・浮羽線のほうの歩道整備の1,000万円でございます。合わせて3,000万円です。

16節公有財産購入費、こちらは用地費の購入でございますが1,735万円、内訳になりますが、山北、大野原・小松堀線のところと千足・小坂線と深迫中線と本町・浮羽線の4か所で必要となります用地の費用でございます。

21節補償、補填及び賠償金で、こちら物件の補償費になります。物件の補償なんですけど、予定としまして、大野原・小松堀線と千足・小坂線と深迫中線と本町・浮羽線の物件補償費で考えております。

続きまして、4目橋りょう維持費4,500万円でございます。

14節工事請負費、こちらは橋梁の補修工事費になります。こちらは橋梁の補修なんですけど、今、3橋の補修を予定しております。橋梁の判定、点検結果になりましてⅢ判定を受けたものに対しまして速やかな修繕という形がございまして、その中で栗木野橋のほうの主桁が腐食しておりますので、あと壱ヶ平橋が河床の洗堀が激しいというところになっております。あと元有橋、こちらのほうなんですけど、河床洗堀及び支承の防触劣化がございまして、この3橋の早急な補修を予定しておりまして、4,500万円になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 引き続きまして、建設課です。

31ページでございます。

8款3項3目、補正額としまして1,000万円でございます。こちらですけど、今、公園としてなかなか機能しておりません保木公園のほうの洪水に対する分で対策をしよういたしますと、盛土をする必要性がございます。こちらの盛土の設計及び洪水時のときに浸食しないような形の設計を合わせまして、1,000万円で計画しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課です。

32ページ、8款5項1目公共下水道費1億680万円の減です。

23節投資及び出資金について、浄化センター増設などの財源として起債の借入れが確保できたことに伴い、減額するものです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款5項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課です。

33ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料883万2,000円の増額でございます。

浮羽中学校の老朽化に伴う建て替えの検討と同時に、人口減少を踏まえた浮羽町域の学校再編

につきましても検討し、基本構想・基本計画を策定するための委託料の増額をお願いするものです。補正予算成立後、学校の建て替えや再編等に関する様々な協議を行う検討委員会を設置し、基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。もう先ほども条例でございましたから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課です。

34ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費485万2,000円の減額です。

2節給料347万8,000円、3節職員手当等のうち137万4,000円、合計485万2,000円の減額につきましては、任期付一般職員である少人数指導特別教員1名分の減額でございます。当初、小学校第1学年、第2学年の30人学級に伴い2名の予算を計上しておりましたが、令和6年度の児童数が確定し、教員の配置は1名となりましたので、1名分を減額するものです。

続きまして、2目教育振興費、19節扶助費748万5,000円の増額です。就学援助要綱に新たに生活保護基準の1.3倍を乗じた額未満の者を加えたことによる対象者の拡充に伴い、増額するものです。試算の結果、小学校においては令和5年度実績比で156名の増加を見込んでおり、その分の増額です。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 35ページをお願いいたします。

10款3項2目教育振興費、19節扶助費751万1,000円の増額です。小学校と同様の理由で増額するものです。中学校においては令和5年度実績比で90名の増加を見込んでおり、その分の増額です。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 総務費のところでは聞けばよかったです、中学校はもう浮羽中学校は建て替えの話ばかりが出ていますが、建て替えの時期はかなり先になると思いますが、今の雨漏りの応急処置はせんとはですか。いつかお邪魔したときも廊下はもう水たまりがあったんですもんね。あのまま放っておいて一気にもう建て替えると、何年か先に。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと款が先に戻りますけれども、御答弁ください。これは中学校費か、ごめんなさい。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 屋根全体とかの修繕は不可能かとは思いますが、状況に応じて保全的な雨漏りの修繕等はやっていく予定ではございますが、まだ建て替えをすると決まっているわけではなく、建て替え及び長寿命化等の協議も今後併せて行っていくようにしておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは建て替えの話があるけど修繕もしていくと、もうぜひとも雨漏りは直してもらわんと避けて通らにゃんごと、やっぱり水がたまりよったですね。お願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 明確にお答えください、やるか、やらないかという。学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（岡村 順子君） 緊急的にやらなければならないところは修繕をやっていきますけれども、先ほど申し上げましたように全体的な修繕というのは難しいかなと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。9番、岩淵議員、どうぞ。

○議員（9番 岩淵 和明君） そしたら35ページのところ、小学校は156人と先ほどおっしゃいましたけれども、中学校のところの人数を改めて確認したいと思いますのでお願いしたいと思います。90人、そうですか、書き漏れです。ごめんなさい。

改めて就学援助を実施すると、少し時間がかかりましたけど、改めてお願いしたいと思っています。いずれにしても経済的な理由で学業の格差を生まない、そういった制度の保障という意味も含めて大事な点だと思っております。

ただ、1点確認したいのは、子どもの権利をそういう意味で保障するという意味で言えば、就学援助そのものが恩恵的な部分で捉われがちところが少しあるような気がするので、要するに上から目線で恩恵を与えるという意味で捉えるところも少しあったりするようなどころもあるので、そこはそういったことではない、基本的な子供の権利であるということ、しかもうきは市について言えば、生活保護の基準については、3-2、その他の地域になっておりまして、久留米

市だとか、八女とも、朝倉とも違う基準になっていて、極めて一番低い水準、生活扶助費になっています。そういったのを改めて前提にしながら1.3という設定については引き続き検証していただきたいと思います、子供たちの学業の格差を生まないための子供の権利ということで検証していただきたいと思います。全国的には1.4、1.5というところがあることも御承知だと思いますけれども、そういった点も含めて検証していただきたいと思いますというのが、これはある意味ではお願いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一つ、財源についてどういうふうには認識しているのか改めて確認したいと思ひますので、財源についてどのようなお考えがあるのか、今回の準要保護、要保護は明確に予算化されるわけですけれども、準要保護については明確にされていないところがありますけれども、基本的には国・県の補助が次年度の交付税措置という形でなっているという理解を私自身はしているんですけれども、その辺について御理解がどういうふうになっているのか確認したいと思ひますので、この2点だけ確認したいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 議員のほうから交付税措置の件につきまして御質問ありました。今ちょっとはっきりと交付税措置にこの分が乗るのかどうかというところにすぐ回答を出せる資料を持ち合わせておりませんので、またちょっと時間をいただきまして後ほど回答させていただきますと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 今後1.3倍の見直しについての御質問だったと思ひますが、今回、御承知のように3,800万円近くの財源がありますので、まずは1.3倍でいかせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 生涯学習課です。

36ページ、10款4項2目の文化財保護費です。屋形古墳群整備事業については、平成29年度に整備基本設計書を作成しております。文化庁及び福岡県より補助をいただきながら、鋭意、整備を進めている状況です。今年度については、古畑古墳の整備工事を予定しております。

12節では、屋形古墳群整備工事監理業務委託料171万6,000円を計上しております。

14節では、歴史的資源関連施設整備工事費1,813万4,000円を計上しております。

21節では、その整備工事に当たりまして柿の木2本の伐採が必要となっているため、立木補

償費10万3,000円を計上しております。

いずれにしても古畑古墳整備工事に関する歳出予算でございます。

整備工事の概要ですが、うきは市道側に駐車場整備及び広場整備や案内板設置工事を予定しております。また、その広場から古畑古墳までの通路整備工事と古畑古墳墳丘の盛土工事、石室入り口の扉設置工事などを予定しております。

次に、3目芸術文化振興費です。

14節工事請負費では、文化会館営繕工事費272万5,000円を計上しております。現在、白壁ホールで使用しております地下貯蔵燃料タンクが今年度の3月で40年がたち、更新時期を迎えます。また、タンクの漏れのおそれも出てきますので更新工事を行うものです。

現在、地下に燃料タンクが設置されておりますが、新しい燃料タンクについては、設置費及び今後の点検作業を考慮しまして地上に設置を考えております。また、既存の地下タンクについては洗浄後、洗浄水を抜き取り、砂を詰めまして、埋め戻しを予定しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課でございます。

補正予算書37ページをお願いいたします。

11款1項1目農地災害復旧費2,410万円の増額でございます。

内訳としましては、12節委託料600万円、こちらにつきましては農地の災害査定設計委託料となります。

14節工事請負費1,810万円、農地災害復旧工事費となります。

続きまして、2目農業用施設災害復旧費965万円の増額となります。

14節工事請負費965万円、農業用水路・農道等の災害復旧工事費となります。

続きまして、3目林業用施設災害復旧費400万円の増額でございます。

14節工事請負費400万円になりますけれども、林道の災害復旧工事費となります。

これらにつきましても専決補正と同じく、6月30日からの大雨災害の復旧費となります。被災箇所35か所分の災害復旧費として計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 建設課です。

ページは38ページになります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費3億4,400万円でございます。

14節工事請負費3億4,400万円、こちらなんですけど、先ほどと同じく6月30日、出水に伴う被災でございます。3億4,400万円の内訳としましては、道路災害7か所、河川災害10か所、橋梁災害1か所の18か所でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、13款予備費及び歳入につきましては、一括して企画財政課長の説明を求めます。高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、予算書39ページでございます。

13款予備費76万2,000円の増額でございます。歳入歳出予算調整によるものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

11款1項1目普通交付税5億5,941万8,000円の増額補正でございます。令和6年度の普通交付税の額が50億941万8,000円で決定されました。対前年度比0.2%の減となっております。額の確定により補正をしたものでございます。

続きまして、14ページです。

13款1項3目農林水産業費分担金194万4,000円の増額補正は、農村環境整備事業と県営土地改良事業の分担金でございますが、歳出の27ページ、道路水路等工事費と農業水利施設保全対策事業費負担金の受益者分担金分でございます。

それから15ページです。

13款2項4目災害復旧費負担金981万5,000円の増額補正は、農地と農業用施設の災害復旧に係る歳入でございます。

歳出37ページ、1目農地災害復旧費と2目農業用施設災害復旧費の所有者負担金でございます。

16ページです。

15款1項3目災害復旧費国庫負担金2億2,900万円の増額補正は、歳出38ページ、公共土木施設災害復旧費の国庫負担金でございます。

17ページです。

15款2項1目総務費国庫補助金3億2,956万8,000円の増額補正です。内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,728万円の増額です。こちらは、歳出23ページ、定額減税措置と並行して行う調整給付金の財源でございます。

続いて、社会保障・税番号制度システム整備費補助金387万6,000円は、歳出22ページ、11目電子計算処理費の地方公共団体情報システム機構負担金において国が財政負担するものでございます。

続いて、デジタル基盤改革支援補助金101万8,000円、こちらも歳出の22ページ、電子計算処理費の電算運用支援委託料に対する国庫補助でございます。

続いて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金2億2,739万4,000円は、22ページ、新エネルギー対策費に係る国庫補助でございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金705万3,000円の増額補正です。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、歳出23ページ、8目介護保険事業費の介護保険対策費の地域介護・福祉空間整備等補助金の財源でございます。

続いて、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、歳出25ページ、生活保護システム改修委託料の国庫補助でございます。

続いて、4目土木費国庫補助金3,494万2,000円の増額補正のうち、社会資本整備総合交付金は、歳出30ページ、3目道路新設改良費に対する補助金でございます。

道路更新防災等対策事業費補助金は、同じく30ページ、橋梁補修費に対する補助でございます。

6目教育費国庫補助金644万6,000円の増額補正です。こちらは、歳出36ページ、2目文化財保護費の歴史的資源関連施設整備工事費に対する国庫補助でございます。

7目農林水産業費国庫補助金1億2,634万1,000円の増額補正です。こちらは、歳出28ページ、3目観光費の中の総合交流ターミナル改修工事に係る国庫補助でございます。

続きまして、18ページでございます。

16款2項4目農林水産業費県補助金400万円の増額補正です。こちらは、歳出27ページ、道路水路等工事費に対する県補助でございます。

5目商工費県補助金925万4,000円の増額補正です。歳出28ページ、3目観光費の駅舎ロッカー設置業務委託料とインバウンド推進事業費補助金の財源となります。

続いて、8目教育費県補助金52万5,000円の増額補正です。こちらは、歳出36ページ、2目文化財保護費の古墳整備事業に係る県補助金となります。

9目災害復旧費県補助金800万4,000円の増額補正です。歳出37ページ、1目農地災害復旧費に係る県補助でございます。

続いて、19ページです。

19款1項1目財政調整基金繰入金7億7,380万円の減額補正でございます。内訳といたしまして、財政調整基金7億7,800万円の減額は、普通交付税や繰越金が増額したことによりまして、財源不足として財政調整基金から繰り入れるようにしておりましたものを減額するものでございます。この繰入金の減額によりまして、現時点での本年度予算における財政調整基金からの繰入額は3億8,830万円となります。

続いて、地域振興基金420万円の増額でございます。こちらは、歳出22ページ、9目地域活性化推進費の地方路線バス対策補助金の財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、20ページです。

20款1項1目繰越金4億2,675万4,000円の増額補正です。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

21ページです。

22款1項市債、1目総務債8,760万円の増額補正です。こちらは、歳出22ページ、13目新エネルギー対策費に係る財源でございます。

続いて、3目農林水産業債640万円の増額補正です。緊急自然災害防止対策事業債550万円は、27ページ、7目農地費の道路水路等工事費の財源、合併特例事業債90万円は、27ページ、8目の耳納山麓開発費の農業水利施設保全対策事業費負担金の財源でございます。

続きまして、4目商工債2億1,470万円の増額補正です。いずれも合併特例事業債でございますが、工業団地事業の5,900万円は、28ページ、2目商工業振興費の調査委託料に係る財源でございます。

公園管理事業200万円は、歳出28ページ、4目公園費におきまして当初予算に計上しておりました公園施設の営繕工事につきまして合併特例債の適用が受けることができるようになりましたので、財源組替えを行っている部分でございます。

総合交流ターミナル整備事業1億5,370万円は、28ページ、3目観光費の総合交流ターミナル改修工事に係る費用の財源でございます。

5目土木債7,830万円の増額補正です。合併特例事業債の400万円、それから過疎対策

事業債の2事業の一般道路新設改良事業と交通安全対策事業は、30ページ、3目道路新設改良費に係る財源、それから辺地対策事業債の1,900万円は、同じく30ページ、4目の橋梁維持費の補修工事に係る財源でございます。

7目教育債730万円の増額補正でございます。

合併特例事業債の250万円は、36ページ、3目芸術文化振興費の文化会館営繕工事費の財源でございます。

一般補助施設整備等事業債の480万円は、36ページ、2目文化財保護費の古墳整備費に係る財源でございます。

8目臨時財政対策債289万1,000円の増額補正です。額の確定に伴い、補正するものがございます。

9目災害復旧債1億4,940万円の増額補正です。公共土木施設災害復旧事業債から林業用施設災害復旧事業債まで、歳出37ページと38ページ、それぞれの施設の災害復旧費に係る財源でございます。

歳入についての説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで、議案第37号の質疑を終わらせていただきます。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しておりますとおり、議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時45分散会
